平成２８年（フ）第２３６号
堺市南区野々井920番地３
破産者　関西ＣＵＲＲＥＮＴ株式会社
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
福岡県遠賀郡水巻町古賀２丁目16番２号
破産者　有限会社日成建設
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６６号
静岡県三島市谷田548番地の１
破産者　株式会社谷田鉄筋工業
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
三重県松阪市嬉野中川新町２丁目117番地
グレイスシャトーＳ・Ｄ103号室、前住所三重県津市久居新町714番地12
破産者　琥珀こと　松尾　和俊
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３３号
兵庫県西宮市段上町６丁目３番22号
破産者　株式会社ホーリーファニチャー
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４号
愛媛県松山市畑寺３丁目２番９号
破産者　有限会社尾田通商
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２号
高知県安芸市本町３丁目６番30号
破産者　有限会社Ｂ－ｚｅｒｏドットコム
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６５４号
北九州市小倉北区中井５丁目19番７号
破産者　西村住宅産業株式会社
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８号
北九州市八幡西区医生ヶ丘６番１号
破産者　有限会社伸栄技研工業
１　決定年月日　平成28年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６７号
福岡県中間市中央３丁目27番８号
破産者　福田　康弘
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６１号
北九州市八幡西区瀬板１丁目１番13号
破産者　山迫　惠子
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７５号
北九州市八幡西区瀬板１丁目12番27号
破産者　生見　正人
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８４号
北九州市小倉南区徳吉西２丁目２番29号（103号）
破産者　下原真由美
１　決定年月日　平成28年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８０号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目５番15号
破産者　原　　武司
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
山形県最上郡戸沢村大字角川101番地
破産者　甲州　裕也
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第３６号
山形県東根市神町東１丁目３番１―122号
東コーポ、前住所山形県新庄市若葉町24番19号　スプレム21　201号
破産者　伊藤三枝子
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第３１号
群馬県太田市新井町279番地　タウンハイツキノシロ201号
破産者　エーダッシュこと　後藤　一成
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３９号
群馬県太田市大原町759番地２
破産者　和田　文夫
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２２号
新潟県三条市西本成寺１丁目３番10号
破産者　梨本　創一
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２５４号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地14号棟406号室
破産者　萩田　鋼市
１　決定年月日　平成28年６月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部